

新潟市附属機関等に関する指針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、本市における附属機関及び懇話会等（以下「附属機関等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇話会等」とは、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から市政運営に対する意見を聴取すること等を目的とし、本市が要綱等により開催する会合をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 本市職員のみで構成するもの
- (2) 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの
- (3) イベント等を実行するために組織するもの
- (4) 特定の事業等に係る事業者等の選考を主な目的とするもの
- (5) 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
- (6) その他この指針の対象として適切でないもの

第2章 附属機関

(附属機関の新設)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれにも該当する場合に限り設置するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査を行うもの
- (2) 他の行政手段又は現に設置している附属機関では、その目的を達成することができないもの

2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を設けるものとする。

3 各附属機関の所管課長は、その所管する附属機関を設置した場合は、行政経営課長に報告するものとする。

(附属機関の見直し)

第4条 現に設置している附属機関で、法律により設置が義務付けられているものを除き、次の各号のいずれかに該当する場合については、廃止又は他の附属機関との統合を検討するものとする。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
 - (2) 社会経済情勢の変化等により、設置の必要性が低下してきたもの
 - (3) 活動が著しく不活発なもの
 - (4) 設置目的、委員構成等が他の附属機関と類似又は重複しているもの
 - (5) その他行政の効率性の見地から見直しを行うことが望ましいもの
- 2 各附属機関の所管課長は、その所管する附属機関を廃止又は統合した場合は、行政経営課長に報告するものとする。

(委員の選任)

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 委員数は、20人以内とする。
 - (2) 「新潟市附属機関等への女性委員の登用推進要綱」に基づき、女性委員の割合が45%以上となるよう努めるものとする。
 - (3) 特定の年齢層に偏らないように選任する。
 - (4) 本市職員及び本市議会議員は、選任しない。
 - (5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。
 - (6) 委員の併任は、3の附属機関等までとする。
 - (7) 委員の一部は、公募により選任する。
- 2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。
- (1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者
 - (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者
- 3 女性委員の登用促進及び「新潟市附属機関等への女性委員の登用推進要綱」に掲げる目標の達成を図るため、必要があると認められる場合は、女性委員について第1項第5号及び第6号の規定を適用しないことができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものについては、第1項第7号の規定を適用しないことができる。
- (1) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議等を行うもの
 - (2) 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条各号に定める非公開情報と認められる事項について審議等を行うもの
 - (3) 所掌事務が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるもの
 - (4) 市民からの意見聴取は別に実施するため、有識者会議として設置するもの
- 5 公募により選任する委員の定数を定めた場合において、選考の結果、定数に満たなかったときは、他の方法により委員を選任することができるものとする。
- 6 委員の選任を行うにあたっては、あらかじめ行政経営課長に第1項第6号の規定に関

する確認を行うこととし、選任後は報告するものとする。

（委員の公募）

第6条 附属機関の委員を公募するにあたって、その応募資格のある者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、附属機関の所掌事務等に照らして、これにより難いときは、この限りでない。

- （1） 本市に在住する者で、満18歳以上の者
- （2） 本市職員及び本市議会議員ではない者
- （3） 本市の附属機関等の委員ではない者

2 公募の周知は、応募期間の開始日までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示するとともに、ホームページに掲載することにより行うものとし、応募期間は少なくとも1か月以上の期間を設けるものとする。

- （1） 附属機関の名称
- （2） 所掌事務
- （3） 委員任期
- （4） 会議の開催予定回数及び時期並びに報酬
- （5） 募集人数及び委員総数
- （6） 応募資格及び基準日
- （7） 応募方法及び応募期間
- （8） 選考方法
- （9） 問い合わせ先
- （10） その他必要と思われる事項

3 公募委員の選考については、原則として選考委員会を設置して行うこととし、次の各号に掲げる方法の全部又は一部により行うものとし、選考結果は応募者全員に速やかに通知するものとする。

- （1） 作文
- （2） 面接
- （3） その他適当と認める方法

4 委員の公募に関する手続きについては、要領を策定し、規定するものとする。

（無作為抽出による委員の選任）

第6条の2 附属機関の委員の一部を住民基本台帳データから一定の条件のもと、無作為に抽出した市民で、そのうち委員の選任を承諾した者の中から選任することができるものとする。特に広く市民の参画が必要であると認められるもの又は公募委員の応募者が募集人数を下回ったことがあるものについては、無作為抽出による委員の選任を行うよう努めるものとする。

2 前項に規定する手続きにより委員を選任するにあたっては、あらかじめ第5条第1項第4号から第6号までの規定に関する確認を行うものとする。

3 第1項に規定する手続きにより選任した委員は公募委員とみなす。

第3章 懇話会等

(懇話会等の開催等)

第7条 懇話会等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り新たに開催するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。

- (1) 市民意見の聴取や専門的な知識の導入等を行うため、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等からの意見を必要とするもの
- (2) 他の行政手段又は既存の懇話会等では、その目的を達成できないもの
- 2 新たな懇話会等の開催にあたっては、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 既存の懇話会等の見直しにあたっては、第4条の規定を準用する。

(懇話会等の運営等)

第8条 懇話会等の運営にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 組織としての意思を決定するための手続きは行わないこと。
- (2) 懇話会等の名称については、「審議会」、「審査会」及び「調査会」を付した名称を用いないこと。
- (3) 懇話会等の所掌事務については、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」及び「建議する」の表現を用いないこと。
- (4) 懇話会等で聴取した意見には、「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告」、「提言」又は「意見」の表現を用いること。
- (5) 懇話会等の委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費であること。
- 2 懇話会等の委員の決定及び公募にあたっては、第5条、第6条及び第6条の2の規定を準用することとし、その決定については一般の文書により依頼するものとする。

第4章 会議開催及び情報公開

(会議の公開)

第9条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
- (2) 新潟市情報公開条例第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 附属機関等は、前項の規定に基づき会議の公開又は非公開を決定し、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。
- 3 公開する会議の傍聴方法については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) あらかじめ十分な傍聴定員を定めるよう努め、当該会議の会場に傍聴席を設置するものとする。

- (2) 当日傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴を認めるものとし、傍聴の受付開始時間において既に傍聴定員を上回る傍聴希望者がいた場合は、抽選等により決定するものとする。
 - (3) 特別な事情がある場合は、前号の規定にかかわらず、あらかじめ抽選等により傍聴者を決定することができるものとする。
 - (4) 傍聴者には会議次第を配付するとともに、配布資料の作成に多額の費用を要するなど特別の事情ある場合を除き、会議資料を配布するものとする。
 - (5) 傍聴に関する遵守事項等を定めた要領を策定し、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 4 公開する会議の周知は、会議開催日の少なくとも2週間前までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示し、ホームページに掲載する。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (1) 附属機関等の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 会議内容
 - (5) 一部非公開の理由
 - (6) 傍聴定員
 - (7) 傍聴申込方法
 - (8) 問い合わせ先
 - (9) その他必要と思われる事項

(会議の開催等)

- 第10条 附属機関等の会議を開催するにあたっては、当該附属機関等の設置又は開催目的、所掌事務及び委員構成をふまえ、特に広く市民の参画が必要であると認められるものは、できるだけ休日又は夜間の開催も行うよう努めるものとする。ただし、委員の公募を行わない非公開会議の附属機関等については、この限りではない。
- 2 会議資料は、会議当日に十分な審議ができるよう、事前に各委員に配布するよう努めるものとする。

(情報公開)

- 第11条 附属機関の新設又は新たな懇話会等を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。
- (1) 附属機関等の名称
 - (2) 設置又は開催の根拠
 - (3) 所掌事務
 - (4) 公開又は非公開の別（全部又は一部非公開の場合はその理由）
 - (5) 所管する課等の名称
 - (6) その他必要と思われる事項

- 2 附属機関等の会議を開催したときは、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議概要をホームページに掲載するものとする。
- 3 附属機関等の会議を公開して開催したときは、会議終了後次に掲げる事項を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、法令に特別の定めがある場合を除き、この限りではない。
 - (1) 会議概要
 - (2) 会議資料
 - (3) 会議録

第5章 補則

(その他)

第12条 この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成23年2月1日から施行する。
(旧指針の廃止)
- 2 附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成16年4月1日施行）、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成15年5月20日施行）及び附属機関等の委員の公募に関する指針（平成16年4月1日施行）は廃止する。
(経過措置)
- 3 この指針の施行の日における既存の懇話会等については、この指針の施行の日から平成24年4月1日までの間は、第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例により懇話会等を運営することができる。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年7月14日から施行する。